ASBJ

第 587 回　企業会計基準委員会議事概要

I.　日　時　　2026 年 11 月 2 日（月）　13 時 30 分～14 時 35 分

II. 場　所　　財務会計基準機構 会議室

III. 議　題

（審議事項）

(1) IASB 公開草案「リスク軽減会計 ― IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」への対応

(2) IFRS 財団 公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」への対応

(3) IASB 情報要請「IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計の要求事項」への対応

(4) 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

(5) 金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発

(6) 実務対応報告公開草案「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等に寄せられたコメントへの対応

（報告事項）

(1) 2026 年 10 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の報告

本企業会計基準委員会は、一般の傍聴は Zoom ウェビナーを利用して実施した。

IV. 議事概要

（審議事項）

(1) IASB 公開草案「リスク軽減会計 ― IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」への対応

紙谷副委員長及び伊藤専門研究員より、IASB 公開草案「リスク軽減会計 ― IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」に対するコメント・レターの文案について説明がなされ、第 264 回金融商品専門委員会（2026 年 10 月 29 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。審議の結果、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、国際会計基準審議会（IASB）にコメント・レターを提出することについて了承を得た。

(2) IFRS 財団 公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」への対応

矢野常勤委員より、IFRS 財団 公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」に対するコメント・レターの文案について説明がなされ、審議が行われた。審議の結果、後日開催されるサステナビリティ基準委員会の審議において追加の事項がないことを条件とし、また、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、IFRS 財団にコメント・レターを提出することについて了承を得た。

(3) IASB 情報要請「IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計の要求事項」への対応

紙谷副委員長及び白府専門研究員より、IASB 情報要請「IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計の要求事項」の概要及び本情報要請に対するコメント・レターにおける対応方針案について説明がなされ、第 264 回金融商品専門委員会における検討状況も踏ま

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

え、審議が行われた。

(4) 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

古内副委員長及び松田専門研究員より、次の事項について説明がなされ、審議が行われた。

① 実務対応報告公開草案「GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」の文案

② 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案

審議の結果、可能であれば、次回の委員会において、公開草案の公表議決に関する審議を行いたい旨が説明された。

(5) 金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発

紙谷副委員長及び伊藤専門研究員より、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等におけるその他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブの区分処理の要件に関する基準設定の経緯について説明がなされ、第 264 回金融商品専門委員会における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

(6) 実務対応報告公開草案「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等に寄せられたコメントへの対応

古内副委員長及び波多野専門研究員より、実務対応報告公開草案「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等に寄せられたコメントへの対応について説明がなされ、審議が行われた。

（報告事項）

(1) 2026 年 10 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の報告

2026 年 10 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の議事概要について書面をもって報告がなされた。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。